

重大事故・事件発生時の緊急連絡

トラック【貨物自動車運送事業、特定第二種利用運送事業】

●速報の対象になる重大事故

- ① 2名以上の死者を生じた事故
- ② 5名以上の重傷者を生じた事故
- ③ 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
- ④ 自動車に積載された危険物等の飛散・漏えい事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突若しくは接触したことにより生じたものに限る。）
- ⑤ 酒気帯び運転を伴う事故
- ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ⑦ 運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの（脳疾患、心臓疾患、意識喪失に起因すると思われるもの）
- ⑧ その他社会的影響が大きいと認める事故
(例：報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

●速報の対象になる特定重大事件 (直ちに連絡！)

- ① 施設の不法占拠
- ② 爆弾又はこれに類するものの爆発
- ③ 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

●速報の対象になる重大事件

- ① 報道機関などから取材、問合せを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

●速報の対象になる重大事件の予告

- ① 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他予告行為

【速報の連絡先】

- ◆開庁時（平日8：30～17：15）
……管轄の運輸支局 整備部門
- ◆上記時間外、土日祝祭日
……管轄の運輸支局 整備部門 （緊急携帯電話）
または
九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課 （緊急携帯電話）

★ 放射性輸送物の自動車輸送時の事故 (直ちに本省へ連絡！)

放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

【速報の連絡先】

- ◆開庁時（平日8：30～17：45）
……国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課
- ◆上記時間外、土日祝祭日
……国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課 （緊急携帯電話）

速報は、

- ①まずは電話で分かる範囲で第1報の報告を行い、その後、担当者の指示を仰ぐこと。
- ②24時間以内に報告すること。
- ③追加情報があれば、隨時連絡すること。
- ④速報に該当するか判断できない場合についても、連絡すること。

「自動車事故報告規則」「自動車事故報告規則の取扱要領」「事業用自動車緊急時対応マニュアル」に基づく速報